

## 農地所有適格法人の要件について

### 1 農地所有適格法人とは

下記①～③の要件を満たし、農業経営を行うために農地の権利を取得できる法人のことをいいます。(農地法第2条第3項)

#### 【農地所有適格法人として認められる組織形態】

- (1) 株式会社（ただし、定款に株式の譲渡につき当該株式会社の承認を要する旨の記載があること）
- (2) 合名会社
- (3) 合資会社
- (4) 合同会社
- (5) 農事組合法人

### 2 農地所有適格法人の要件

#### ①事業要件

- (1) 直近3カ年の売上高の過半が農業、農業と併せて行う林業、農業の関連事業であることが必要です。

#### 【農業に関連する事業】

- ア 農畜産物を原料または材料として使用する製造または加工
- イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
- ウ 農畜産物の貯蔵、運搬または販売
- エ 農業生産に必要な資材の製造
- オ 農作業の受託
- カ 農村滞在型余暇活動に利用されることを目的とする施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させることなど農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
- キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該施設による電気の供給

#### ②法人の構成員要件

- (1) 農業関係者（議決権は、総議決権の2分の1超）
  - ア 農地の権利を提供した個人
  - イ 法人の農業の常時従事者（原則年間150日以上）
  - ウ 基幹的な農作業を委託した個人
  - エ 農地等を現物出資した農地中間管理機構
  - オ 地方公共団体、農業協同組合・農業協同組合連合会
  - カ 農業法人投資育成事業を行う承認会社または承認組合

(2) 農業関係者以外の構成員（議決権は、総議決権の2分の1未満）

※法人と継続的取引関係がない者も構成員となることが可能です。

※構成員・・・農事組合法人⇒組合員

株式会社⇒株主

合名・合同・合資会社⇒社員

### ③業務執行役員要件

(1) 役員のうち過半数は法人の農業に常時従事者（原則年間150日以上）する構成員（議決権のあるもの）であること。

(2) 役員または重要な使用人（農場長等）のうち、1人以上が農作業に従事（原則年間60日以上）すること。

### 3 報告の義務等（要件適合性の確保のための措置）

農地所有適格法人は、年事業年度の終了後3カ月以内に、事業の状況等を農業委員会に報告しなければなりません。（農地法第6条第1項）

この報告をせず、または虚偽の報告をした場合には、30万円以下の過料が科せられます。

（農地法第68条）